

告示

埼玉県告示第六百三十二号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成二十八年五月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十八年五月六日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
医療法人社団協友会八潮中央総合病院 医療法人熊谷総合病院	埼玉県八潮市南川崎八百四十五番地 埼玉県熊谷市中西四丁目五番一 号	平成三十一年三月十日